

【訂 正】

『令和 7 年 3 月申告用 確定申告・還付申告のための医療費控除のすべてがわかる本』
(令和 6 年 12 月 20 日刊行)において誤りがありましたので、お詫びの上、訂正させていただきます。

なお、令和 6 年 10 月 10 日付医政総 1010 第 1 号ほかにより「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」が一部改正され、要介護認定を受ける一定の方については、おむつに係る医療費控除の適用を受ける 1 年目の方についても市町村の証明又は主治医意見書の写しにより医療費控除を受けることができることとされています。詳しくは、各市町村の窓口でご確認ください。

税務研究会出版局
(2025.01)

P256 上から 26 行目

(誤) …医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

(正) …医師が発行した「おむつ使用証明書」、市町村が主治医意見書の内容を確認した書類又は主治医意見書の写しが必要です。

以上